

四国ロースクールと四国弁護士会連合会との共同FDプロジェクト覚書

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科（以下、「四国ロースクール」という。）と四国弁護士会連合会（以下、「四国弁連」という。）は、2003年8月26日に締結された「四国弁護士会連合会と四国ロースクール（通称）との協力関係に関する了解事項」に基づき、四国ロースクールの教育の資質・能力の向上と開発を達成し法科大学院教育の質を高めることを目的として、これまでの意見交換会等の実施に加えて、四国弁連所属の弁護士（以下、「弁護士」という。）が四国ロースクールの主宰するFD活動に参加することに合意し、以下のとおり覚書を取り交わす。

1. 四国ロースクールと四国弁連（以下、「両者」という。）は、上記の目的を達成するために次に掲げる事業を実施し、これらを奨励および促進することに合意する。
 - (1) 四国ロースクールが主宰する全体FD研究会への弁護士の参加と意見交換
 - (2) 四国ロースクールの開講する授業への弁護士の参観と助言
 - (3) 四国ロースクールの学生との交流会への弁護士の参加と意見交換
 - (4) 法科大学院教育に関する情報の交換と検討
 - (5) 共同研究および教育プロジェクトの実施
 - (6) その他上記の目的を達成するために必要なあらゆる事業
2. 両者は、本覚書の調印に引き続きFD活動に関する共同事業を実施するために、プログラムの運営等に関する協議をおこなう。
3. 本覚書は、両者において法的および財政的な拘束力を持つものではなく、相互に柔軟かつ協力の精神をもって法科大学院教育の質を向上させるという基本的合意を意味する。
4. 本覚書は、両者のしかるべき代表者が署名した日から三年間の効力を有する。
5. 本覚書の改廃は、両者の協議に基づくものとし、どちらか一方の発議がなければ自動的に延長される。
6. 本覚書は、本書2通を作成し、四国ロースクールおよび四国弁連署名押印のうえ各1通を保有するものとする。

本覚書を承認し、以下の通り署名いたします。

四国ロースクール研究科長

中山充
2010年8月9日

四国弁護士会連合会理事長

宮崎浩一
2010年8月9日

